

## かご漁業

番号	制 限 措 置 (規則第11条関係)						申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	
12-1-4	いかたま漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第3号の共同漁業権の漁場区域内	6月1日から 6月30日まで	宇佐市大字下庄、大字上高家、大字下高家、大字東高家、大字西高家、大字浜高家、大字乙女新田、大字尾永井又は大字下乙女に住所を有する者 周年

### 備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、許可の通知日から令和10年6月30日までとする。